

# 令和3年度事業報告書

〔自 令和4年4月 1日  
至 令和4年3月 31日〕

公益財団法人日本無線協会

# 令和3年度事業報告書

## I 概況

当協会は、無線従事者資格の指定試験機関としての国家試験事務並びに指定講習機関としての主任無線従事者講習の他、国の認定を受けて無線従事者資格の取得のための養成課程、認定講習課程並びに船舶局無線従事者証明のための認定新規訓練に係る事業について、電波法等関係法令及び関係規程の定めるところにより実施している。

本年度は、依然として新型コロナウィルス感染症が拡大傾向にあったものの、緊急事態宣言発令期間も含め、感染症防止に係る事前周知や当日の対策を徹底し、国家試験及び養成課程等、年度当初策定の事業計画を予定どおり実施した。

また、申請者数及び受講者数等に係る前年度との比較については、令和2年4月から7月までの4か月間、新型コロナウィルス感染症の影響で国家試験等の業務を全て中止したことから、令和2年度の実績値は使用せず、元年度実績値との比較とした。

国家試験事業は、陸上無線技術士及び特殊無線技士を除く分野の資格については減少したものの、全体の申請者数は元年度に比べ7.1%増加した。

養成講習事業は、主任無線従事者講習が52.6%、認定講習課程が11.1%増加したが、養成課程は13.3%、認定新規訓練は31.5%の大幅な減少となった。

事業の運営にあたっては、公益財団法人として、定款に従い事業を行うとともに、法令・規程類を遵守し、要員の縮減、経費節減等事務処理の効率化に留意しつつ、ホームページ等による広報の充実、事務手続の電子化の推進等新たな課題に対する取組みを進めるなど、事務処理体制の整備に努めた。

なお、養成課程、認定講習課程及び認定新規訓練の各業務を実施することにより、指定試験機関及び指定講習機関の事務が不公正になることはなかった。

## II 事業概要

### 1 国家試験事業

#### (1) 申請者数等

国家試験の申請者数は46,812名であり、元年度に比べ3,092名(107.1%)の増加となっている。

資格分野別では、陸上無線技術士が131.3%の大幅な増加、特殊無線技士が106.4%の増加となったものの、他の資格分野別の申請者数は、総合無線通信士81.1%、海上無線通信士93.7%、航空無線通信士96.7%、アマチュア無線技士97.2%と、元年度に比べていずれも減少という結果であった。

本年度事業計画では、従来の傾向から、航空関連分野の需要拡大を背景とする航空無線通信士及び航空特殊無線技士並びに国際航海に従事する第三級海上無線通信士及び第一級海上特殊無線技士、更に第二級陸上特殊無線技士については増加傾向としていたが、元

年度に比べ、第一級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士は計画数を超えたものの、第三級海上無線通信士及び航空無線通信士については計画数を下回った。

資格		3年度	元年度	増減	前年度比 (%)	3年度 計画数
総合無線 通信士	一総通	244	306	△62	79.7	300
	二総通	98	122	△24	80.3	120
	三総通	217	261	△44	83.1	260
	小計	559	689	△130	81.1	680
海上無線 通信士	一海通	54	58	△4	93.1	60
	二海通	45	38	7	118.4	40
	三海通	999	1,085	△86	92.1	1,100
	四海通	427	447	△20	95.5	450
	小計	1,525	1,628	△103	93.7	1,650
航空無線通信士		3,712	3,838	△126	96.7	3,850
陸上無線 技術士	一陸技	8,439	6,018	2,421	140.2	6,010
	二陸技	1,105	1,253	△148	88.2	1,250
	小計	9,544	7,271	2,273	131.3	7,260
特殊無線 技士	一海特	573	557	16	102.9	570
	二海特	2,113	2,105	8	100.4	2,100
	三海特	222	217	5	102.3	210
	レ海特	110	126	△16	87.3	120
	航空特	1,646	1,619	27	101.7	1,630
	一陸特	9,659	9,561	98	101.0	9,560
	二陸特	6,683	6,268	415	106.6	6,280
	三陸特	2,330	1,438	892	162.0	1,430
	国内電	65	101	△36	64.4	100
	小計	23,401	21,992	1,409	106.4	22,000
アマチュア 無線技士	一アマ	1,977	2,069	△92	95.6	2,040
	二アマ	1,080	984	96	109.8	960
	三アマ	2,322	2,173	149	106.9	2,170

資格		3年度	元年度	増減	前年度比 (%)	3年度 計画数
四アマ	2, 692	3, 076	△384	87. 5	3, 070	
	小 計	8, 071	8, 302	△231	97. 2	8, 240
合 計		46, 812	43, 720	3, 092	107. 1	43, 680

[無線従事者 23 資格]

第一級総合無線通信士(一総通)	第二級総合無線通信士(二総通)	第三級総合無線通信士(三総通)
第一級海上無線通信士(一海通)	第二級海上無線通信士(二海通)	第三級海上無線通信士(三海通)
第四級海上無線通信士(四海通)	航空無線通信士(航空通)	
第一級陸上無線技術士(一陸技)	第二級陸上無線技術士(二陸技)	
第一級海上特殊無線技士(一海特)	第二級海上特殊無線技士(二海特)	第三級海上特殊無線技士(三海特)
レーダー級海上特殊無線技士(レ海特)	航空特殊無線技士(航空特)	第一級陸上特殊無線技士(一陸特)
第二級陸上特殊無線技士(二陸特)	第三級陸上特殊無線技士(三陸特)	国内電信級陸上特殊無線技士(国内電)
第一級アマチュア無線技士(一アマ)	第二級アマチュア無線技士(ニアマ)	
第三級アマチュア無線技士(三アマ)	第四級アマチュア無線技士(四アマ)	
( )内は、本報告書で使用する無線従事者資格の略称		

## (2) 実施時期及び実施場所

### ア 総合無線通信士及び海上無線通信士（第四級海上無線通信士を除く。）

事務所所在地(11都市)において9月期(14日～17日)及び3月期(9～11日)の定例試験を計画どおり実施した。

また、長野市(信越支部)及び金沢市(北陸支部)においては、第三級海上無線通信士の国家試験のみを実施した。

### イ 第四級海上無線通信士及び航空無線通信士

事務所所在地(11都市)において、8月期(18日・19日)及び2月期(25日・26日)の定例試験を計画どおり実施した。

### ウ 陸上無線技術士

事務所所在地(11都市)の他、事務所所在地外の3都市(第二試験場)において、7月期(12日～17日)及び1月期(17～22日)の定例試験を計画どおり実施した。

また、7月期には舞鶴市、三豊市及び福岡市、1月期には舞鶴市及び三豊市に第二試験場を設置した。

なお、申請者数の多い第一級陸上無線技術士の執行にあたっては、試験会場での密の防止等の観点から7月期及び1月期の定例試験とも2回に分散して実施した。

[第二試験場]

試験期	試験地	舞鶴市	三豊市	福岡市
7月期		二陸技	一陸技／二陸技	一陸技／二陸技
1月期		二陸技	一陸技／二陸技	—

**工 特殊無線技士**

事務所所在地（11都市）において、6月期（8日～10日）、10月期（19日～21日）及び2月期（11～13日）の定例試験を実施した。

更に工業高校等からの依頼により、臨時試験を60か所で実施した。（二海特、航空特、二陸特及び三陸特 計4,049名）

また、10月期には函館市に第二試験場を設置した。

[第二試験場]

試験期	試験地	函館市
10月期		二海特

なお、二陸特及び三陸特については、2月～3月にCBT（Computer Based Testing）方式による試験を試行的に実施した。

申請者数 二陸特 735名、三陸特 408名

**オ アマチュア無線技士**

**(ア) 第一級及び第二級アマチュア無線技士**

事務所所在地（11都市）において、4月期（10日・11日）、9月期（25日・26日）及び（12月4日・5日）のいずれも土曜日及び日曜日に実施した。

**(イ) 第三級及び第四級アマチュア無線技士**

事務所所在地（11都市）の他、事務所所在地外の12都市で実施した。東京（本部）では、4月、6月、8月及び12月の各月第三日曜日に特例試験を実施した他、工業高校等からの依頼によって臨時試験を1か所（1回）で実施した。

なお、三アマ及び四アマについては、8月及び2月～3月にCBT方式による試験を試行的に実施した。

申請者数 8月 四アマ 84名

2～3月 三アマ 432名、四アマ 450名

区分	実施地	実施月												実施回数
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
本部	東京		○		○			○				○		4/4
	東京(特例)	○		○		○			○					4/12
北海道	札幌	○		○			○		○					4/4
東北	仙台	○		○			○		○					4/4
信越	長野	○		○			○		○					4/4
	新潟			○										1/1
	長岡							○						1/1
北陸	金沢	○		○				○				○		4/4
東海	名古屋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12/12
	静岡				○				○					2/2
近畿	大阪	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		10/11
中国	広島		○		○			○		○				4/4
	松江				○									1/1
	岡山											○		1/1
四国	松山		○					○						2/2
	高松						○							1/1
	徳島											○		1/1
	高知					○								1/1
九州	熊本			○				○				○		3/3
	福岡				○				○					2/2
	北九州				○							○		2/2
	大分					○								1/1
	鹿児島			○					○					2/2
沖縄	那覇		○	○					○			○		4/4
合計		7	6	6	9	7	4	6	9	4	7	3	7	75/84

(注1) ○: 平日実施したもの ○: 土・日に実施したもの

(注2) 実施回数欄の分母は、計画数である。

### (3) 事務処理体制等

#### ア 電子申請の推進及び事務処理の効率化

国家試験の申請については、平成18年度からWebでの電子申請受付を開始し、以降、従前からの書面による受付と並行して行ってきたが、本年度の電子申請受付システムの更改に合わせ、新システムの運用が開始された昨年11月から書面による申請を原則廃止し、電子申請のみの受付とした。これに伴い、受験票・結果通知を電子化し、国家試験手数料の収納については電子決済を導入する等、申請者の利便性が向上され、同時に事務処理の効率化が図られた。

#### イ 試験員の配置

試験事務を厳正かつ的確に実施するため、電波法及び無線従事者規則に定める要件を備えた試験員を配置し、試験事務の執行に万全を期した。

区分	本部	北海道	東北	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
配置数	44	10	15	12	7	9	17	7	8	16	8	153

#### ウ 無線従事者国家試験審査委員会等の開催

第一級総合無線通信士等上級 8 資格<sup>(\*)1)</sup>の国家試験問題を審査するため、「無線従事者国家試験審査委員会(以下「審査委員会」という。)」を 5 月、8 月、11 月及び 1 月に開催した。なお、審査委員会の審査に諮る無線工学の試験問題案については、その的確性を検証・確認するための「無線従事者国家試験問題検討委員会」を事前に開催した。

また、上級 8 資格以外の資格の国家試験問題については、「試験事務審査会」を 6 回開催し試験問題の内容の確認等を行った。

---

(\*)1) 「上級 8 資格」とは、第一級から第三級までの総合無線通信士、第一級から第三級までの海上無線通信士、第一級及び第二級陸上無線技術士をいう。

#### エ 国家試験問題の公表等

国家試験問題及びその解答については、隨時、ホームページに掲載するとともに、請求(22 件)に応じて試験問題の提供を行った。

また、受験者からの請求(188 件)に応じ、試験の得点に関する情報を開示した。

#### オ 合格証明書の発行

国家試験の全科目免除者に対し、その者の請求(410 件)に応じて合格証明書を発行した。

### 2 講習事業

#### (1) 主任無線従事者講習業務<sup>(\*)2)</sup>

##### ア 受講者数等

受講者数は 1,181 名であり、元年度に比べ 407 名(152.6%)の増加となっている。

資格別の受講者数は、第一級陸上無線技術士が 520 名(44%:主に放送事業関係等)と最も多く、第三級陸上特殊無線技士が 177 名(15%:主に消防・防災関係)、第一級陸上特殊無線技士が 171 名(14%:主に電気通信事業関係)、第二級陸上特殊無線技士が 89 名(8%:主に消防・防災関係)及び第三級海上無線通信士が 66 名(6%:主に海上保安業務関係)等となっている。

区分	3 年度	元年度	増減	前年度比(%)	3 年度 計画数
海上主任講習	135	105	30	128.6	105
航空主任講習	38	26	12	146.2	26

陸上主任講習	1,008	643	365	156.8	643
合計	1,181	774	407	152.6	774

(通常受講者数) 27年度: 816、28年度: 880、29年度: 857、30年度: 724、元年度: 774、2年度: 1,135

#### イ 実施時期及び実施場所

東京（本部）において、5月期（14日：海上・航空・陸上主任）、8月期（12日：同）及び11月期（15日及び16日：同）2月期（28日：同）及び3月期（2日：同）に実施した他、東京（本部）を除く事務所所在地（10都市）においては、6月期（15日～25日の間：同）、10月期（7日～15日の間：同）及び2月期（10日～28日の間：同）に実施した。

---

(\*2) 無線局の免許人から選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下であれば、無線従事者の資格を有しない者であっても、無線設備の操作を行うことができるが、無線局の免許人から選任された主任無線従事者は、その専任の日から6か月以内及び講習を受けた日から5年以内毎に総務大臣の行う講習を受講しなければならない。日本無線協会は総務大臣から主任無線従事者の指定講習機関として指定されている。

#### （2）養成課程 (\*3)

実施件数は810件（99.3%）、受講者数は22,159名（86.7%）であり、受講者数は大幅に減少し、新型コロナウィルス感染症前の状況まで回復するには至っていない。

民間企業との厳しい競合状態が続く第三級陸上特殊無線技士については、本年度計画でも微減としていたが、元年度に比べ、1,571名（9.6%）の減少であった。

また、外国人船員を対象とした養成課程 (\*4) は、新型コロナウィルス感染症の影響により、職員の海外派遣が困難となっていることから、フィリピン、インド、ブルガリア、ロシア及びベトナムでの講習は全て現地とのリモート回線により実施したものであり、現地との時差や受講者への修了試験の実施等の制約から、受講者数は減少した。

資格	3年度		元年度		増減		前年度比 (%)		3年度計画数		
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	
三海通	8	186	11	339	△3	△153	72.7	54.9	11	150	
四海通	3	54	2	28	1	26	150.0	192.9	2	30	
航空通	4	29	13	131	△9	△102	30.8	22.1	13	140	
特殊無線技士	一海特	24	568	26	853	△2	△285	92.3	66.6	26	780
	二海特	96	2,038	88	2,029	8	9	109.1	100.4	88	2,200
	三海特	23	442	29	453	△6	△11	79.3	97.6	29	500
	航空特	34	843	26	932	8	△89	130.8	90.5	26	940
	一陸特	25	464	35	878	△10	△414	71.4	52.8	35	910
	二陸特	92	2,717	98	3,518	△6	△801	93.9	77.2	98	3,820

資格	3年度		元年度		増減		前年度比 (%)		3年度計画数	
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
三陸特	501	14,818	488	16,389	13	△1,571	102.7	90.4	464	15,310
小計	795	21,890	790	25,052	5	△3,162	100.6	87.4	766	24,460
合計	810	22,159	816	25,550	△6	△3,391	99.3	86.7	792	24,780

(\*3) 「養成課程」とは、総務大臣が定める基準に適合すると認定した授業を終了することで無線従事者免許が取得できるもの。日本無線協会は、直接個人の受講者を募集して行う「公募養成課程」及び無線従事者の養成を必要とする法人等からの依頼を受けて行う「受託養成課程」の二つの形態で実施している。

(\*4) 外国人船員を対象とする養成課程は、全てe-ラーニングによる隨時受講型授業で実施するものである。

### (3) 認定講習課程 (\*5)

第三級海上無線通信士について、東京(本部)で3件実施し、受講者数は60名(133.3%)であった。

資格	3年度		元年度		増減		前年度比 (%)		3年度計画数	
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
二総通			1	9	△1	△9			1	9
三海通	3	60	2	45	1	15	150.0	133.3	2	45
合計	3	60	3	54	0	6	100.0	111.1	3	54

(\*5) 「認定講習課程」とは、無線従事者として一定の資格及び業務経験を有する者が、上位の資格を取得する際の講習。日本無線協会は、総務大臣の認定を受け、講習を実施している。

### (4) 認定新規訓練 (\*6)

日本人船員を対象とした訓練を東京(本部)で4件(6月、9月、12月及び2月)実施した他、外国人船員を対象とした新規訓練は、海外での第三級海上無線通信士及び第一級海上特殊無線技士の養成課程に引き続き、リモート回線により実施した。受講者は280名で元年度より129名(68.5%)減少した。

対象	3年度		元年度		増減		前年度比 (%)		3年度計画数	
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
全体	14	280	14	409	0	△129	100.0	68.5	14	409

(\*6) 「認定新規訓練」とは、義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督を行おうとする者が船舶局無線従事者証明を受けるために行われる訓練。日本無線協会は、総務大臣の認定を受け、7月、10月及び12月に日本人船員を対象とした訓練を東京で実施している。また、外国で実施する認定新規訓練は、当該国で行う外国人船員を対象とした三海通の養成課程に引き続いて実施するものである。

### 3 業務運営のデジタル化促進

#### (1) ホームページの改善

協会ホームページについて、国家試験や養成課程等の案内その他情報提供手段として多くの閲覧を得ているが、運営コストを軽減しつつ、新たにスマートフォン用画面の作成等、受験者・受講者等への迅速な情報の提供を可能とし、合わせて情報セキュリティの向上等を図るため、令和3年4月からシステム構成及び内容を一新した。

#### (2) CBT方式による試験執行の検討及び限定試験の実施

国家試験の受験機会の拡大その他受験者利便の向上等のため、令和4年度から一部の無線従事者資格について、CBT方式による試験執行の本格実施に向けて、令和3年度に会場や日程を限定した第三級・第四級アマチュア無線技士及び第二級・第三級陸上特殊無線技士の試験を試行的に実施した。

### 4 周知広報等

本年度は新型コロナウィルス感染症の影響により、工業高校や水産高校の校長会等の会合が全て中止されたため、協会職員が直接学校等を訪問しての無線従事者資格に関する普及啓発活動は展開できなかったものの、協会ホームページを最大限活用し、可能な限り、リアルタイムでの情報提供に心掛けた。

更に、CBT方式による試験実施に伴い、協会に数多くの質問等が寄せられたが、これら受験者に対して丁寧な説明を行い、理解が得られるよう対応した。

### 5 個人情報の保護等

協会は、国家試験及び養成講習業務において、多くの個人情報を扱っているが、この個人情報の取扱いについては、協会が定めた「個人情報管理方針」及び「個人情報管理規程」並びに「情報セキュリティポリシー」を遵守し、安全かつ適正に管理しているが、本年度の電子申請受付システムの更改時期に合わせ、個人情報保護等の取扱いに関する厳格化や不正アクセス等の脅威を想定した情報セキュリティ対策の必要性から、「情報セキュリティポリシー」を改正し、職員への周知徹底を図った。

なお、個人情報や試験問題のデータ保管庫は、施錠管理の徹底を図り、関係者以外の入室を制限している。

また、個人情報の保護及びセキュリティ対策の確保については、全職員を対象に研修を実施し、個人情報に対する意識の高揚を図った。

### 6 情報公開

情報公開については、定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表等の書類並びに国家試験の合格基準、第三級及び第四級アマチュア無線技士以外の資格の過去1年間に行われた試験の試験問題及びその解答をホームページにおいて公開した。

## IV 総務関係

### 1 役員等の異動

#### (1) 役員

令和3年6月25日に書面開催された定時評議員会において、新たに理事3名が選任された。新任の者は次のとおりである。

役職	新	旧	委嘱の日 (総務省認可の日)
理事	寺田 健二 日本放送協会 技術局長	児玉 圭司 日本放送協会 技術局長	令和3年7月19日
理事	毛利 政之 KDDI 株式会社 運用管理部副部長	古畑 和弘 KDDI 株式会社 運用本部副本部長	令和3年7月19日
理事	上野 貴弘 一般財団法人移動無線センター 事務局次長	末永 力也 一般財団法人移動無線センター 事業本部次長	令和3年7月19日

(敬称略)

#### (2) 評議員

令和3年6月25日に書面開催された定時評議員会において、任期満了に伴い評議員12名が選任(再任)されるとともに、新たに評議員4名が選任された。新任の者は次のとおりである。

役職	新	旧	異動の日
評議員	大成 則喬 電源開発株式会社 デジタルイノベーション部審議役	前野 昌志 電源開発株式会社 デジタルイノベーション部部長	令和3年6月25日
評議員	越水 豊 一般社団法人日本船主協会 海事人材部長	田中 俊弘 一般社団法人日本船主協会 常務理事	令和3年6月25日
評議員	児玉 圭司 日本放送協会 理事 技師長	児野 昭彦 日本放送協会 専務理事 技師長	令和3年6月25日
評議員	取香 諭司 一般社団法人全国漁業無線協会 専務理事	狩俣 恒太郎 一般社団法人全国漁業無線協会 専務理事	令和3年6月25日

(敬称略)

## 2 会議の開催

### 〔理事会〕

開 催 日	議 事
第 30 回 令和 3 年 6 月 10 日 (書面による決議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決議事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 令和 2 年度事業報告書</li> <li>2 令和 2 年度決算書</li> <li>3 定時評議員会の開催</li> </ul> </li> </ul>
第 31 回 令和 4 年 2 月 22 日 (書面による決議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告事項</li> <li>・決議事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 令和 4 年度事業計画書</li> <li>2 令和 4 年度収支予算書</li> <li>3 令和 4 年度資金調達及び設備投資の見込み</li> <li>4 第 19 回評議員会の開催</li> </ul> </li> </ul>

### 〔評議員会〕

開 催 日	議 事
第 18 回 令和 3 年 6 月 25 日 (書面による決議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告事項 令和 2 年度事業報告書</li> <li>・決議事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 令和 2 年度決算書</li> <li>2 評議員の選任</li> <li>3 役員の選任</li> </ul> </li> </ul>
第 19 回 令和 4 年 3 月 8 日 (書面による決議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告事項</li> <li>・決議事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 令和 4 年度事業計画書</li> <li>2 令和 4 年度収支予算書</li> <li>3 令和 4 年度資金調達及び設備投資の見込み</li> </ul> </li> </ul>

## 3 内閣府への令和 2 年度事業報告等の提出

令和 2 年度事業報告等は、令和 3 年 6 月 28 日付で、電子申請により内閣府へ提出した。

## 4 職員の配置

	本部	支部	計
常勤職員	28	24	52
非常勤職員(嘱託)	39	113	152
計	67	137	204

#### **4 事業報告の附属明細書について**

令和3年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので附属明細書は作成しない。